

廃炉作業を安全・着実に進めるための当社の取り組みについて

2016 年 8 月 8 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社
福島第一廃炉推進カンパニー

1. 福島県・関係市町村に対する通報連絡について

(1) 確実な通報連絡の実施に向けて

当社は福島原子力事故以前より、福島県ならびに立地 4 町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）と安全協定を、また広野町および浪江町とは通報連絡に関する協定を締結し、それらに基づき通報連絡を行ってまいりました。福島原子力事故後は、その他周辺自治体の皆さまとも通報連絡に関する協定を締結し、協定に基づき、福島第一原子力発電所（以下、福島第一）の状況などについて通報連絡を実施しております。

実際の通報連絡は、協定内容をふまえて、福島第一で想定される設備トラブルや事故等に対する通報や公表方法の考え方を整理した『福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法（以下、通報基準、添付資料－1、平成 25 年 9 月 17 日施行、適宜改訂）』でお伝えする内容を明確にし、これに基づいて実施しております。

この通報基準は、福島県および協定締結自治体の皆さまと検討を重ねた上で策定したもので、内容は報道機関の方々とも共有しており、これまでもこの内容に基づいて福島第一の状況を迅速にお伝えできるよう努めてまいりました。なお、この基準は、福島第一廃炉作業の進捗や皆さまからいただいたご意見をふまえて適宜改訂しながら運用してきたものです。

また、福島県主催の通報連絡担当者会議（福島県、各市町村の通報連絡担当者と当社で実施）においても、通報連絡の実績やその際にいただいた各自治体の皆さまのご意見も反映しながら、より確実に事実をお伝えできるよう努めてまいりました。今後も福島第一で発生した事実を迅速かつ正確にお伝えできるよう、皆さまからのご意見を反映しながら継続的に改善を図ってまいります。

また、通報基準でも定めている通り、自治体の皆さまへは通報対象事象の発生確認後、概ね30分程度以内を目標に通報連絡する（情報が伝わる）よう努めているところです。また、福島県に対してはTV会議システムでの情報共有がなされた時点で、当社福島復興本社福島広報部より直接電話連絡を行い、速やかに情報共有させていただいております。加えて、報道機関の方々に対しても同様に、通報基準に則り、会見や電子メール等により情報提供をしております。

これら通報基準に基づく対応に加え、福島原子力事故後、自治体の皆さまとより密に情報共有をさせていただくため、福島復興本社内に各市町村の対応グループを設置し、体制整備を図っております。今後も、日々の福島第一の状況に限らず、本社や福島復興本社、福島第二等の情報もタイムリーに提供させていただくとともに、いただいたご質問やご意見にもしっかりと対応していく所存です。また、福島第一の廃炉作業に関するトラブルや主たる作業の内容などの重要な情報については、各市町村の対応グループがご説明に伺うとともに、適宜、福島第一や本社からもご説明に伺わせていただいております。

一方、福島原子力事故以降、福島第一では原子力規制庁（24時間365日）、資源エネルギー庁、福島県職員（平日の日中）の方々にも免震重要棟の緊急時対策本部内に駐在いただき、日々行われている廃炉作業の進捗状況を直接ご確認いただいております。具体的には、免震重要棟内での会議やテレビ会議システムによる情報のやりとりの状況の傍聴、設備の運転パラメータの確認、作業現場でのパトロール等により、日々、福島第一の状況を把握されています。その際にいただく指摘事項を当社が現場の安全、通報連絡の改善などに反映していく仕組みも定着しております。

加えて、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下、廃炉協）」の皆さまにもこの5年間で28回にわたり、福島第一の廃炉に関する取り組み状況を適時、現地にてご確認いただき、都度貴重なご示唆をいただいております。

このように福島第一で廃炉作業に伴い発生するトラブル等の情報について、通報基準で明確化することや各自治体対応グループから直接ご説明させていただくこと、また、当社の日々の活動状況について、駐在される方々が直接第三者の目でご確認いただくことなどを通じて、福島県および自治体の皆さまや報道機関の方々に対して迅速かつ正確に情報が伝わる仕組みとしております。また、福島原子力事故やその後の汚染水漏えい等の影響調査のために測定している環境データにつきましても、福島第一構内で測定・分析した全ての放射線データを対象としてホームページ上に公開しています。

今後も皆さまからいただくご意見などをふまえ、事実を迅速かつ正確にお伝えできるよう、引き続き積極的に改善を図ってまいります。

(2) 情報発信のさらなる強化・向上に向けて

福島原子力事故以降、今日に至る5年以上の間、確実な通報連絡の実施に向けて、福島県をはじめとする自治体の皆さまからも多くのご意見やご協力をいただきながら、現在の仕組み・体制などを構築してまいりました。

また、福島第一では情報を迅速かつ正確にお伝えすることが今後も長期に亘って継続してできるよう、本年1月に敷地境界のダストモニタ警報が発生した際の初動対応の遅れに伴う通報遅れのような反省すべき事例を整理、活用することを進めております。反省事項の共有を定期的に行い、担当者が替わっても仕組みが確実に機能し、「通報連絡の重要性」を忘れることのないよう徹底してまいります。

一方、地域の皆さまの窓口となる自治体だけでなく、福島第一の周辺で復興作業に取り組む方々や発電所周辺を車両で通行する方々にも安心して現地に入っただけできるよう、発電所の工事情報や発電所内に設置したライブカメラによる映像等を、スマートフォンを介して配信できるようにするなど、情報提供の範囲や方法を拡大していくことも行っております。(図2)

<情報配信イメージ>

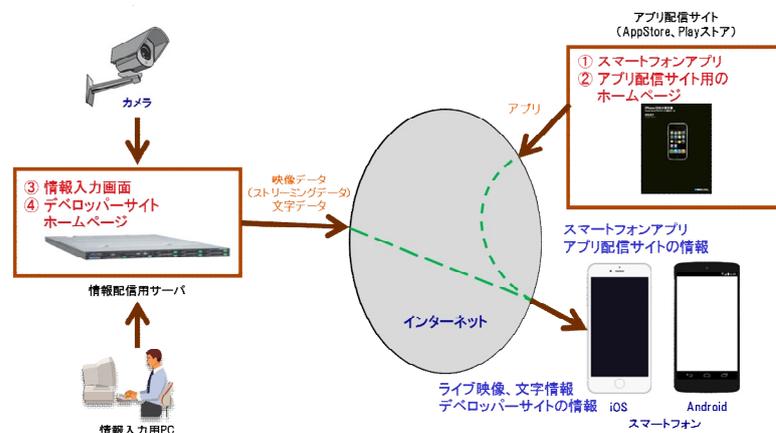


図2：スマートフォンを活用した情報配信のイメージ

今後も、福島県の皆さま、また広く社会の皆さまに、ご不安、ご心配をおかけすることがないように、確実な通報連絡に努め、引き続き、事実を迅速かつ正確にお伝えできるよう徹底してまいります。

2. 廃炉を安全に進めていくために福島県民の皆さまへお伝えすること

(1) これまでの実施状況

当社福島第一の廃炉作業の取り組み状況を、福島県主催の廃炉協（写真1）や「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議（以下、県民会議）」（写真2）、国の廃炉・汚染水対策本部主催による「福島評議会」等のお場で伝えてまいりました。また、当社の定例会見や福島県政記者クラブでのブリーフィング、当社ホームページ、さらには福島県をはじめとした自治体の皆さまからのご要請に応じた個別説明など、様々な機会を通じて、福島第一の現況や発生したトラブルの状況、将来の作業に関するリスクやリスクを踏まえた作業手順などについてご説明させていただいております。



写真1：雑固体廃棄物焼却設備の現地確認
廃炉協（2016年2月）



写真2：県民会議（2016年4月）

このような場を通じていただいた皆さまのご意見を、情報提供の内容や工事の進め方に反映してきた例として、1号機の燃料取り出しに向けた原子炉建屋カバーの解体工事があります。

この工事の開始に際し、当社は工事開始前の2014年7月17日の廃炉協をはじめ、県民会議の場などで作業内容、工事工程、作業に伴う放射性物質（以下、ダスト）の飛散リスクと飛散抑制対策、皆さまへ提供する情報や伝達手段などのご説明をさせていただき、皆さまからご懸念やご不安などを含めて、様々なご意見をいただきながら対話を進めてまいりました。

これらのご意見を、作業手順やダスト飛散抑制対策、監視体制の強化、通報連絡内容の見直し等に反映し、工事を進めさせていただいております。

具体的には、

- ・ 工事開始時期の変更
- ・ 構内ダストモニタの増設等、放射性物質濃度監視体制の強化
- ・ ダストモニタで警報が発生した場合の通報連絡内容や方法の明確化
- ・ 国・県と連携した自治体を通じた情報提供の仕組みの構築
- ・ ホームページでの作業工程や日々の作業状況のお知らせ
- ・ 大物搬入口の養生など飛散抑制対策の追加
- ・ 動画による飛散抑制対策や作業進捗状況の説明

- ・敷地境界ダストモニタデータのホームページ公開（図3）
 - ・個別自治体への住民説明会（写真3）
- 等に、皆さまのご意見を反映させていただいております。

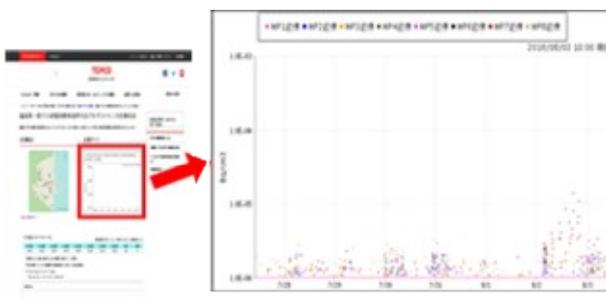


図3：敷地境界ダストモニタのデータ
（当社ホームページ）



写真3：広野町での住民説明会

皆さまのご意見にお応えしながら進めたことで、工事の開始時期は当初の予定よりも後ろ倒しとなりましたが、2014年10月に開始した事前調査を含め、2015年7月28日の1枚目の屋根パネル取外し開始から現在に至るまで、ダストを飛散させることなく作業を進めることができいております。

今秋からは壁パネルの取外し作業を予定しております。今後も作業の節目毎に次のステップの作業内容をご説明し、安全に作業を進めてまいります。1号機原子炉建屋カバー解体工事以外にも、フランジタンク解体工事（写真4）や3号機原子炉建屋上部除染・遮へい工事で、引き続き想定されるリスクやその備えについてご説明し、その際にいただいたご意見をふまえて工事へ反映しております。

また、本年2月に運転を開始した雑固体廃棄物焼却設備についても廃炉協や県民会議でのご意見をふまえて、排気筒モニタのデータをリアルタイム公開（図4）するなど、情報公開の面でも充実を図っております。



写真4：フランジタンク解体工事



図4：雑固体廃棄物焼却設備排気塔データ
（当社ホームページ）

今後も引き続き、課題があれば一旦立ち止まり、想定されるリスクなどを丁寧にご説明しながら作業を安全かつ慎重、着実に進めてまいります。

(2) さらにご理解をいただくために

今後の廃炉作業では、2号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた原子炉建屋上部解体、1号機から3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリの取り出しなど、廃炉を進める上で極めて重要な作業を控えています。これらの作業でどのようなリスクが想定されるのか、そのリスクにどう対応するのか、具体的な作業内容や手順も含め、廃炉協や県民会議などの場で丁寧にご説明しながら進めてまいります。

また、これらの会議体において、当社はこれまでの求めに応じてご説明する姿勢を反省し、積極的に当社側から説明をさせていただくように努めております。今後、このような機会をさらに増やすとともに、積極的に活用させていただき、廃炉作業におけるリスクとその対策をしっかりとお伝えすることで、少しでも皆さまのご懸念やご不安を払拭できるよう努めてまいります。

本年4月に開催された廃炉国際フォーラムでは、多くの出席者から、廃炉の円滑な実施に向けては、地域住民とのコミュニケーションが重要とのご意見がありました。福島復興は、国と事業者だけでなく、県、自治体、住民の皆さまも交えて対話をしながら、廃炉作業を進めていくことが極めて重要と考えております。本年7月13日に申し入れを頂戴した11市町村との廃炉協定締結の件につきましても、地域の皆さまが帰還や復興に向けて少しでも安心していただけるよう、締結に向けた準備を進めさせていただいているところです。

今後も、皆さまとの対話の中でいただくご意見を真摯に受け止めて、現場作業の安全対策や作業手順、情報提供などへ反映し、ご不安、ご心配をおかけすることのないよう、安全・着実に廃炉作業を進めてまいります。

3. 今後に向けて

今後、長期間にわたり、当社が廃炉を進めていく上で、福島県民の皆さまならびに福島第一の現場で働く方々の安全・安心が最も重要と考えております。そのため、今後とも福島第一を安心して作業に取り組める安定した現場へと改善していくとともに、情報公開・情報発信に関する取り組みを継続し、福島県民の皆さまに現場で発生している事実を、迅速かつ正確にお伝えしてまいります。

当社は、引き続き、安全・着実に福島第一の廃炉に責任をもって取り組んでまいります。

以上

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

<会見>
◎直ちに緊急記者会見を開催
●直近の定例会見・レクで説明、会見未開催日は臨時会見・レク開催も検討
○直近の定例会見・レクで説明

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング			
(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項および第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置		原災法第10条および第15条通報第25条報告											
(2) 核燃料(溶融燃料を含む)の冷却機能(原子炉注水を含む)が停止したとき。		原子炉注水システム	ポンプ自動停止	トラブル	既設の設備での原子炉への注水不能(原子炉注水ポンプが停止し、非常用急め既設の設備にて、原子炉注水が出来ていない場合)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
ポンプが1台停止した場合又は停止する必要が生じた場合(原子炉注水ポンプは停止したものの、代替機器により原子炉注水は継続している場合)	○				●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討			
炉注流量変動	トラブル			運転上の制限からの逸脱 ・原子炉への注水量が不足している場合(常用原子炉注水系統で原子炉の冷却に必要な流量が確保されていない) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 (待機中の非常用原子炉注水系統の動作可能なポンプで冷却に必要な流量が確保されていない) ・任意の24時間あたりの注水量増加幅が1.0m ³ /時を超過	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
				炉注流量変更等	操作	設定流量を変更する場合	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
			設定流量変更を伴わない流量変更(自然増減分の調整)の場合	×	-	-	-	-	-	その他			
			不具合対応のための計画的なポンプ停止	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	-	○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
			ポンプ切替、定期試験等予定作業	×	-	-	-	-	-	その他			
			使用済燃料プール冷却システム(共用プールも含む、ただし4号機は除く)	ポンプ等自動停止	トラブル	一次系および二次系の冷却が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	◎	A	複数号機の冷却停止および、復旧に時間を要する場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
						単号機の冷却停止および、復旧に時間を要しない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
						冷却機能に影響しない設備が停止した場合(塩分除去装置の自動停止等)	×	-	-	○	○	○	E
					5・6号機の燃料プール冷却浄化系がポンプ、弁等の不具合により停止した場合又は急遽停止する必要が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	◎	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
		漏水スキマサージタンク等水位変動	トラブル	トラブル	使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
					運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい(スキマサージタンクの自然減以外の水位低下および隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
					原因不明の水位変動が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果 ●変更後(実績)	○	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
		ポンプ等起動・停止	操作		不具合対応のための計画的な冷却停止	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
					冷却機能に影響するポンプ停止作業、切り替え	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●停止後(1日で終る場合省略) ●起動後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
					冷却機能に影響しないポンプ停止作業、切り替え	×	-	-	-	-	-	その他	
					5・6号機において残留熱除去系による原子炉停止時冷却運転(原子炉側の冷却)と非常時熱負荷運転(使用済燃料プール側の冷却)を交互に切り替えて冷却する場合	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●運用復旧時	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明	

資料1-2 添付資料-1

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		使用済燃料プール冷却システム(4号機)	漏水 スキマサーシタンク 等水位変動	トラブル 使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
					○	●運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい(スキマサーシタンク) の自然減以外の水位低下および隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
					○	●原因不明の水位変動が生じた場合 ●発生確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
			○	-	-	-	-	その他				
			×	-	-	-	-	その他				
			5・6号機原子炉冷却設備	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
		○			●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
		操作		○	●計画的な作業等に伴う残留熱除去系ポンプの停止により原子炉の冷却を停止する場合(全燃料が取り出された場合を除く) ●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
		(3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。		福島第一原子力発電所1~3号機を対象とする。 なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	窒素ガス封入装置	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	◎	A
			○				●運転上の制限からの逸脱 ・運転中の窒素ガス分離装置が全停止した場合(速やかに再起動または他の装置に切り替えた場合を除く) ・非常用窒素ガス分離装置が動作可能でない場合 ・格納容器内水素濃度が2.5%を超えた場合	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時		○			○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討			
○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時		○			○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明			
封入流量変更	操作		○			●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
			×			-	-	-	-	その他		
窒素ガス封入量に一時的な変化を確認	トラブル		○		●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
			操作		○	●不具合対応のための計画停止 ●事前(停止計画) ●事後(停止実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
<p>(4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。</p>	<p>福島第一原子力発電所においては、保安規定第143条に定める再臨界の判断基準（バックグラウンドの平均値から2マイクロシーベルト/時の増加）を超える上昇が検出されたときとする。</p>	外部への放射性物質放出影響	放射線物質放出に影響を確認	トラブル	モニタリングポストまたは可搬型モニタリングポストの有意な上昇があった場合（バックグラウンド平均+2マイクロシーベルト/時を目安とする）	○	●確認後、30分以内に必ず判明している範囲で第1報を発信。情報が入った段階で続報を発信 ●緊急処置実施内容、実施時期 ●緊急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					エリアモニタの有意な上昇があった場合（過去の変動範囲から逸脱した場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●緊急処置実施内容、実施時期 ●緊急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					モニタリングポストにおいて20nGy/hを超える変動があり、ダストモニタの指示等を確認した結果異常な放出が認められた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					敷地境界付近のダストモニタで警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋カバリー作業日報に記載
					構内ダストモニタ（原子炉建屋近傍含む）で高高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋カバリー作業日報に記載
					警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×		-	-	-	その他	
		原子炉建屋カバリー解体・がれき撤去作業時	トラブル	構内ダストモニタ（原子炉建屋近傍含む）で高高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他	●1号機建屋カバリー作業日報に記載	
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他	●1号機建屋カバリー作業日報に記載	
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他	●1号機建屋カバリー作業日報に記載	
					×		-	-	-	その他		
		タンク解体作業時	トラブル	解体・切断作業時におけるダスト測定で管理値を超え、作業中止及び仮設屋根の設置という緊急処置を行った場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他		
		各種サンプリング（海水、地下水、排水路他）	各種サンプリング値において、以下2つの事象が両方発生した場合 ①過去の変動範囲、至近のサンプリング値等と比較して、有意な変動がある場合 ②環境への影響があると判断出来る場合（可能性含む） 例：周辺観測孔等でも前回の値と比較して有意な変動がある場合 等	○	●分析結果確定後30分以内を目安に通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
				○	●分析結果確定後30分以内を目安に通報 ●分析結果の確定が夜間の場合は翌朝に通報	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
				○		-	-	-	その他	●休祭日を含む午前10時および午後5時30分を目途にまとめてホームページ掲載		

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報 & 1F 状況	会見説明	公表区分	タイミング			
(5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む）の輸送中に事故があったとき。	放射性物質とは、核燃料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第2条第2項の核燃料物質および放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む。	燃料・廃棄物関係	放射線物質等の輸送中の事故	トラブル	核燃料物質若しくは核燃料物質に汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故（伊規法第2条第2項の核燃料物質および伊規法第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意	
				作業	燃料の移動・輸送（発電所構内を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
			燃料の移動・輸送	燃料の移動・輸送（発電所構内を含む）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●全ての移送が終了後30分以内を目安に通報	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載 ●核物質防護上、実績のみの説明		
(6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。		燃料・廃棄物関係	放射線同位元素の盗取または所在不明	トラブル	放射性同位元素の盗取または所在不明の場合（伊規法第2条第2項の核燃料物質および伊規法第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
(7) 原子炉施設に故障があったとき。	冷温停止の維持に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。 なお、福島第一原子力発電所1～3号機については、「冷温停止」を「冷温停止状態」と読み替える。	電源関係	外部電源停止	トラブル	全の外部電源が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
					運転上の制限からの逸脱 ・外部電源が1回線のみの場合（送電線事故等による瞬停時および計画的な電源切替等による停止を除く）	○	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
			所内電源停止	トラブル	所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で復旧に時間を要する（1日以上）と見込まれる場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
					所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で速やかに復旧できる場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●設備復旧後	○	○	◎	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
					所内電源の停止により主要設備の動作状況に影響を及ぼさない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
			操作	操作	所内電源の停止作業により主要設備の機能停止（全停）が必要な場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●停止後（1日で終る場合省略） ●起動後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載	
					所内電源の停止作業により主要設備の機能停止（全停）が不要な場合（事前に受電切替を行う場合、片系のみの場合等）	×	-	-	-	-	その他		
			非常用ディーゼル発電機	トラブル	定例試験等で不具合が確認され、待機除外等になる場合	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
			原子炉格納容器ガス管理システム	再臨界判定	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・サンプリングの結果、再臨界および再臨界の可能性ありと判断された場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
				システムの停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・A・B両系とも停止の場合（ダストサンプリングを除く）	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●起動解除時 ※計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略）	○	○	◎	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
	1系統が停止するがもう1系統で機能が維持出来ている場合	○			●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載			
遥隔監視不能	トラブル	プラントデータ（PCシステム上）およびwebカメラのいずれでも監視不能の場合	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明				
操作関係	操作	操作	プラントデータ（PCシステム上）で監視不可でwebカメラでは監視可能な場合	×	-	-	-	○	その他	●定例会見・レクにて説明			
		操作	作業に伴いA・B両系とも停止し、計画的に運転上の制限から逸脱する場合（ダストサンプリングを除く）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略） ●起動解除時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載			
		作業に伴い1系統が停止するが、もう1系統で機能が維持できている場合	×	-	-	-	-	その他					

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準			公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
		原子炉圧力容器／原子炉格納容器温度、温度計	異常な温度上昇	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・原子炉圧力容器底部温度で80℃を超過 ・原子炉格納容器内温度が全体的に著しい温度上昇傾向がある場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●原因、対策(必要に応じて)	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					原子炉圧力容器および原子炉格納容器内温度の上昇の兆候	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●設備復旧後 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●原因、対策(必要に応じて)	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
			温度計異常	作業	監視使用可の保安規定対象温度計について、日常監視または毎月実施する信頼性評価で異常が見られ点検(抵抗測定等)を実施した場合	○	●点検決定後速やかに ●点検後の扱い(監視→参考または故障)決定後	-	○	○	E	●点検結果で不良となった場合 ●日報、1F状況にも記載
					毎月実施する定例点検の結果、温度計の扱い(監視、参考、故障)が変更になった場合	×	-	-	-	-	その他	●月例プレス(「福島第一原子力発電所1～3号機における原子炉内温度計および原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について」)にて説明
					毎月実施する定例点検の結果、温度計の扱い(監視、参考、故障)が変更にならない場合	×	-	-	-	-	その他	●月例プレス(「福島第一原子力発電所1～3号機における原子炉内温度計および原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について」)にて説明
			水処理設備(SARRY/KURION/AREVA)/淡水化装置/多核種除去設備(既設/増設/高性能)及びモバイル型ストロンチウム除去装置(第二含む)/RO濃縮水処理設備/雨水処理設備/モバイル式処理装置	設備停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・水処理設備において全ての設備が動作不可	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●原因、対策(必要に応じて)	○	○	●	B
水処理各設備/淡水化装置/多核種除去設備を不具合対応のために全系統停止した場合(該操作含む)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時				○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
モバイル型ストロンチウム除去装置/RO濃縮水処理設備/雨水処理設備/モバイル式処理装置が設備の異常やトラブル等により、運用停止期間が長期に至る場合、及び長期に至る可能性がある場合	○	●運用停止期間が長期に至るもの(可能性含む)と判断した時点 ●復旧時				-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
(8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。(起動信号が発信したときを含む。)また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。		5・6号機非常用炉心冷却系	5・6号機非常用炉心冷却系の動作	トラブル	非常用炉心冷却系作動時(起動信号発信を含む)、およびこの場合に配管破断の有無を確認したとき(事故・故障等によるもの。試験起動の場合は除く)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後(実施した場合)	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意 ※起動信号のみの場合は公表区分C
(9) 原子炉内で異物を発見したとき。	① 「原子炉内」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ内をいう。(福島第一原子力発電所1～4号機を除く) ② 「異物」とは、工具類、機材類、消耗品類およびルースパーツ(脱落した部品等)をさすものとする。ただし、混入しても機器等へ影響を及ぼさないものは除く。 なお、異物様物品を発見し、24時間以内に異物と判断できず、場合によっては連絡する	異物	5・6号機原子炉および使用済燃料プール内の異物発見	トラブル	5・6号機の原子炉、使用済燃料プール、圧力抑制室内において、異物(工具類、機材類、消耗品類およびルースパーツ)をさす[混入しても機器等へ影響を及ぼさないものは除く]を発見した場合、また、物品を落下した場合で速やかに回収できない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●異物の状況(適宜) ●回収時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準		公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分
(10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を越えたとき。	① 周辺監視区域の外の空気中又は水中の放射性物質の濃度が、規則第15条第4号および第7号に規定する濃度限度を超えたとき。 ② 気体状又は液体状の放射性廃棄物を、それぞれ排気又は排水設備によって排出した場合において原子炉施設保安規定に定める放出管理目標値を超えたとき。 ③ 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより放射性廃棄物の排気施設又は排水施設の排出状況に異状が認められたとき。(福島第一原子力発電所1~4号機および集中環境処理施設については、至近の放出量と比べて「異状」な状態となった場合とする。)	水漏れ(漏気を含む)	水漏れの発見(漏気を含む)	トラブル 汚染水の場合(多核種除去設備(ALPS)含む)、または漏れた水がすぐに「ろ過水」「飲料水」「海水」と判断できない場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					○	○	◎	A	汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合・漏気によるモニタリングホストへの影響がある場合 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					○	○	●	B	分析の結果、高濃度の汚染水(10 ² ベクレル/cm ³ 以上)の場合 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					○	○	○	C	分析の結果、低濃度の汚染水(10 ² ベクレル/cm ³ 未満)の場合 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明
(11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。	① 気体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 液体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ③ 福島第一原子力発電所については、「管理区域」を「管理対象区域」と読み替える。	水たまりの発見	トラブル 「雨水」「地下水」「結露水」と判断できる場合(分析には回すまでもない場合) 汚染水の場合(雨水、地下水、結露水でない場合)、または「雨水」「地下水」「結露水」とすぐに判断できない場合	×	-	-	-	その他	
				○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
				○	○	◎	A	汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
				○	○	●	B	分析の結果、高濃度の汚染水(10 ² ベクレル/cm ³ 以上)の場合 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討	
(12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限、かきの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。	漏えい検知器動作	トラブル 配管から漏えいにより漏えい検知器が動作した場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B ●すぐに(30分目途)誤警報であると確認された場合は、「その他」	
				×	-	-	-	その他	
				○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B ●すぐに(30分目途)誤警報であると確認された場合は、「その他」	
				○	-	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
制漏放射線モニタ警報発生等		トラブル	C排水路の下流に設置している構内側漏排水放射線モニタの指示値から核燃料物質等の漏えいの恐れがある場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B ●すぐに(30分目途)誤警報であると確認された場合は、「その他」	
				○	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
			C排水路の下流に設置している構内側漏排水放射線モニタの故障による欠測	○	-	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		汚染水貯蔵タンク	漏えい、溢水の発見	トラブル パトロール等においてタンク、連絡配管からの漏えい、堰内の水の溢水を確認した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報(判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信) ・発見時刻 ・漏えい箇所 ・堰(含建屋、土囊)の有無 ・漏えい量、漏えい状態(停止/継続) ・水の出所、放射能濃度 ・海洋放出のおそれの有無 ・系統への影響 ・応急処置実施内容、実施時期 上記の情報やデータにより公表区分は変化する	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
							○	○	◎	A	汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
							○	○	●	B	分析の結果、高濃度の汚染水(10 ² ベクレル/cm ³ 以上)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討	
							○	○	○	C	分析の結果、低濃度の汚染水(10 ² ベクレル/cm ³ 未満)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明	
							○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に通報 ●調査結果	
							○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
							○	○	○	E	●定例会見にて説明 ●日報、1F状況にも記載	
							○	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
							○	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
							○	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
		対象設備外部への放射性物質放出	モニタリングポストの欠測	トラブル	モニタリングポストの欠測(隣接2局以上かつ2h以上継続)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
								○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
滞留水の移送	滞留水の移送	作業	高濃度滞留水の移送	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
						○	○	○	その他			
						○	○	○	その他	●滞留水水位、移送、処理状況に記載し、ホームページ掲載		
						○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
						○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
						○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
						○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
						○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
						○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
						○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
キャスク仮保管施設の異常	キャスク仮保管施設の表面温度、密封圧力指示に異常が認められた場合	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討			
					○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載			
					○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載			
					○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載			
放射線物質放出関連作業	シルトフェンスを開閉した場合	作業	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●開放後(1日で終る場合省略) ●閉止後	○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載			
					○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載			

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準				公表方法						
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング				
<p>(13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別な措置を必要とするときも同様とする。</p>	<p>① 放射線業務従事者の受ける実効線量（5年間につき100ミリシーベルト、かつ、1年間につき50ミリシーベルト）、眼の水晶体の等価線量（1年間につき150ミリシーベルト）、皮膚の等価線量（1年間につき500ミリシーベルト）、女性の実効線量等が法令で定める線量限度を超えたとき、又はそのおそれがあるとき。 ② 線量限度以下の被ばくであっても放射線管理計画書に記載された値を著しく超えたとき。 ③ 被ばく者に対する特別な措置とは、医師等の指示により勤務場所等を変更したとき、医師が放射線障害のおそれがあると判断し、診察・処置等を行ったとき、又は医師の診察・除洗等の処置を必要とするときをいう。ただし、発電所内で水洗等の簡易な除洗で除去されたものは除く。</p>	被ばく関係	線量超過	トラブル	法令に定める線量限度を超えた場合、そのおそれのある場合（1日もしくは作業単位での大量の被ばくの場合） （実効線量100ミリシーベルト/5年&50ミリシーベルト/年、眼の水晶体150ミリシーベルト/年皮膚500ミリシーベルト/年等）	○	●判明後30分以内を目安に通報	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意 ●累積で超過する場合は公表区分D			
					放射線管理計画書に記載された値を超えた場合（5ミリシーベルトを超える作業が対象）、または非放射線従事者が0.5ミリシーベルトを超えた場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討			
					計画線量を大きく超えたことを確認した場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明			
				個人線量計の装着忘れ（リングバッジ等も含む）	トラブル	作業等において個人線量計を装着していなかった場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
				高濃度物質、高濃度汚染水を発見	トラブル	高濃度物質、高濃度汚染水を発見し、立ち入り制限を実施した場合 （労働空気線量率の目安は1~4号機物的防護区域内で100ミリシーベルト/時、外で15ミリシーベルト/時）	○	●制限措置実施判断後30分以内を目安に通報	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
				内部取込の可能性	トラブル	内部取込の可能性（首より上に汚染が確認され、鼻スミヤで汚染が確認された場合）があり、ホールボディカウンタを受検する場合	○	●ホールボディカウンタ受検指示後30分以内を目安に通報 ●ホールボディカウンタ結果判明時	-	○	○	E	●定例会見にて説明 ●日報、1F状況にも記載 ●内部取り込みが確定した場合は公表区分C		
				高濃度汚染水の被水	トラブル	アンロックを蓄用せずに高濃度汚染水を被水した場合	○	●判明後30分以内を目安に通報 ●汚染検査、除染結果	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
				全面マスク着用指示	トラブル	一時的に全面マスク着用省略の運用を中止するトラブルが発生した場合	○	●全面マスク着用指示後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
			<p>(14) 敷地内において火災が発生したとき。</p>		火災・発煙・油漏れ	火災・火災報知器作動	トラブル	火災を発見し、119番通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●鎮火後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による鎮火判断後	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール発信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討 ●プレス発表も実施
								火災報知器が動作し、誤発報との判断ができない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●現場確認後（火災or誤警報判断後）30分を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
	火災報知器が動作したが30分以内に誤発報の確認ができた場合	×					-	-	-	その他					
	発煙・焦げ跡の確認	トラブル				火災のおそれありとして消防に通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●発煙停止後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による判断後（火災か否か）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
	油漏れ/薬液（危険物）漏れ	トラブル				構外（海洋）への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合、または使用済燃料プールへ流入した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意		
						プラント設備から漏えいが確認され地面へ染み込んでいる場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
						プラント設備から漏えいが確認され境内に溜まっている場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
			重機から漏えいが確認された場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明					

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準					公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング				
<p>(15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。</p>	<p>人の障害とは、放射線による障害およびそれ以外の事故等による障害をさすものとし、医師等により休業の必要があると判断された場合、又は、当日中に医師の診断結果が得られず、障害の程度が判断できない場合は連絡する。発電所敷地内で起きた事故であって救急車を要請した場合、ドクターヘリが発電所内に着陸する場合等。</p>	<p>人が人、傷病者</p>	<p>作業に起因するけが、熱中症の発生</p>	<p>トラブル</p>	<p>作業に起因する負傷等で死亡者が発生した場合</p>	○	●死亡診断が出された後	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意		
					<p>作業に起因する負傷等で重篤者（意識不明、心肺停止等）が発生した場合</p>	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●医師の診断結果が出た後	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
					<p>死亡者・重篤者以外の作業に起因する負傷等で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場合</p>	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
					<p>作業に起因する負傷等で業務車等で病院へ搬送し医療行為を受けた場合（翌日病院へ行った場合を含む）、または集団感染の発生などで作業に影響が出る場合</p>	○	●医師の診断（作業起因による1日以上の休業または感染症による休業）が出た後	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明		
					<p>その他疾病の発生（発生時に作業との因果関係が不明のものを含む）</p>	○	●搬送依頼後30分を目安に通報 ●死亡診断が出された後 ●医師の診断結果が出た後（作業との因果関係が認められた時）	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明 ●夜間・休日を詰め、後日、作業との因果関係が認められた場合は速やかに一斉メール送信（区分A扱い）		
		<p>死亡者・重篤者以外で救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場合</p>	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後（作業との因果関係が認められた時）	-	-	-	その他	●夜間・休日を詰め、後日、作業との因果関係が認められた場合は速やかに一斉メール送信（区分C扱い）					
		<p>業務車等で病院へ搬送し医療行為を受けた場合（翌日病院へ行った場合を含む）、または集団感染の発生などで作業に影響が出る場合</p>	×		-	-	-	その他						
		<p>原子炉施設が原因となる人の障害</p>	<p>トラブル</p>	<p>原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（放射線障害およびそれ以外の事故等による障害をさすものとし、医師等により休業の必要があると判断された場合、又は、当日中に医師の診断結果が得られず、障害の程度が判断できない場合、原子炉施設の故障等、原子炉施設が障害の直接の原因となった場合に限定される（作業用機器、仮設機器等は含まない）</p>	○	●判断を確認後30分以内を目安に通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討			
		(17) その他必要と認められる事項		<p>① 原子力発電所で大きな地震を感じたとき（地震観測地点の「双葉町新山」「大熊町下野上」「大熊町野上」「大熊町本岡」「楢葉町北田」のいずれかで震度4以上を目安とする。）</p>	<p>気象状況（地震、竜巻等）</p>	<p>地震</p>	<p>震度4以上（双葉町、大熊町、楢葉町、富岡町の観測点）</p>	○	●発生後の中央制御室（1～4号機、5・6号機、水処理）パラメータ確認後、速やかに ●異常が確認された場合、速やかに ●パトロール終了時（区分2・3の場合）	○	-	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施し、日報、1F状況への記載はなし ●主要設備への影響が発生している場合は会見も実施
							<p>震度3以下（同上）</p>	×	-	-	-	-	その他	
		<p>竜巻/雷雨/津波等</p>		<p>竜巻/雷雨/津波等</p>	<p>注意報/警報が発令され、現場に待避指示を出した場合</p>	○	●待避指示発令時 ●待避指示解除時	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明		
	<p>② 隣り合う2局以上のモニタリングポストにおいて、2時間以上の欠測が生じたとき等。【(12) 参照】</p> <p>③ 機器の故障や誤操作等により原子炉施設保安規定に定める運転上の制限からの逸脱が生じたとき。</p>	<p>設備共通</p>		<p>運転上の制限からの逸脱</p>	<p>トラブル</p>	<p>以下の設備に対する、機器の故障や誤操作等による運転上の制限からの逸脱 ・非常用水源 ・ほう酸水注入設備 ・建屋に貯留する滞留水 （その他の運転上の制限からの逸脱については、各設備等のトラブル事案に記載）</p>	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜（1回/時間）通報 ●非常用電源 ●緊急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後（実施した場合） ●建屋に貯留する滞留水 ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●原因・対策等（必要に応じて）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
<p>運転上の制限からの逸脱を継続している状態で、フロントパラメータに大きな変動事象が確認された場合</p>			○			●パラメータ急変発生確認後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜（1回/時間）通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討			
<p>作業等に伴う計画的な運転上の制限からの移行</p>			○			●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的な作業（「青旗」）適用開始後 ●起動解除時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載			

x

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
<p>④ 制御棒の想定外の引き抜け、過挿入が生じたとき。 (燃料が炉心に装荷されていないときに生じたものを除く)</p> <p>⑤ 作業に起因する傷病が発生し、医師の診断により1日以上の休業となる時。</p> <p><<当社で想定>></p>	制御棒	5・6号機における制御棒の想定外の引き抜け、過挿入	トラブル	制御棒の想定外の引き抜け、過挿入があった場合(燃料が炉心に装荷されていないときに生じたものを除く)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後(実施した場合)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明
	「けが人、傷病者」に当該記載あり										
	法令報告該当	トラブル	原子炉等規制法等に基づく報告	○	●該当判断後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
				安全上重要な機器に不具合が発見された場合	○	●該当判断後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
	実施計画違反	-	保安検査、保安調査において実施計画違反(違反1~3)と判断された場合	×	-	-	-	○	B	●定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施	
			保安検査、保安調査において実施計画違反(監視)と判断された場合	×	-	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施	
	新規設備導入、主要設備復旧	作業	炉心、使用済燃料プールの冷却に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
			放射性物質の放出管理に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
			5・6号機の主要設備復旧時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
	放射性物質の調査依頼	作業	発電所構外で福島第一由来と思われる放射性物質が見つかり、調査を依頼された場合	×	-	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●環境省の除染エリア毎で最初に発見したものを搬入した時と除染エリア毎にとりまとまった時に公表	
	地下水バイパス	設備停止	トラブル	循環ポンプ、揚水ポンプなどのトラブルにより、地下水バイパスの運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				一時貯留タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合	○	-	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				揚水井のサンプリング結果が運用目標値を超え汲み上げを停止する場合	○	-	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
				排水前の一時貯留タンク水のサンプリング結果	○	●排水開始前	-	-	-	その他	
	排水実績	作業	排水停止	○	●排水作業終了後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
	サブドレン・地下水ドレン集水設備 / サブドレン他浄化設備・移送設備	設備停止	トラブル	ポンプなどのトラブルや建屋内滞留水位よりサブドレン水位が低くなる恐れがある場合等により、系統の運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				一時貯留タンク水のサンプリングの結果、トリチウムが運用目標値を超えた場合及び、定期的な分析で基準を超え排水を停止する場合	○	-	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				集水タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合で、浄化設備への移送が不可と判断した場合	○	-	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
				排水前の一時貯留タンク水のサンプリング結果	○	●排水開始前	-	-	-	その他	
				排水実績	作業	排水停止	○	●排水作業終了後	-	○	○

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行
2016年2月1日更新
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準			公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
		陸側海水壁	設備停止	トラブル	ブラインの大量漏えい、供給ポンプ停止などのトラブルにより、陸側海水壁の運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
		箱固体廃棄物焼却設備	設備停止	トラブル	排気のモニタリング結果、異常が認められ停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					設備の異常やトラブル等により、箱固体廃棄物焼却設備を非常停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
					設備の異常やトラブル等により、箱固体廃棄物焼却設備の運用停止期間が長期に至る場合、及び長期に至る可能性がある場合	○	●運用停止期間が長期に至るもの（可能性含む）と判断した時点 ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明

※「通報基準・公表方法」はあくまでも目安であり、上記以外の事故・トラブルが発生した場合も含め、通報・公表の要否は社会的関心の状況などを踏まえて柔軟に判断します。

※複合的なトラブル・事故が発生した場合は、原則、公表区分の高い方のタイミングで通報・公表します。

※竜巻／落雷／津波等の規模・被害が大きくなる場合は、状況に応じて臨時会見・レクを開催します。

※会見とは本店における記者会見を指し、レクとは福島県政記者会における記者レクを指します。

※本資料における「通報」は、原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく連絡にて行います。

【更新履歴】

2013年9月17日施行

2014年2月20日更新

2015年5月12日更新

2015年10月5日更新

2016年2月1日更新